

若者向け消費者被害防止啓発動画の活用

1 要旨

令和4年度、成年年齢引下げに伴う若者の消費者被害を防止するため、県内大学生・専門学校生を「消費者トラブル防止学生クリエイター」に任命し、協働で啓発動画を制作した。令和5年度は、動画を活用した出前講座の実施やウェブ広告の配信による注意喚起を行った。

2 事業概要

(1) ねらい

若者の利用が多い動画掲載サイトでウェブ広告配信することで、若者が消費者トラブルを身近なこととして捉え、必要な知識を得る機会となると期待できる。

また、長期休暇や新生活への備えが始まる時期は、消費者トラブルに巻き込まれるリスクも高いため、その時期に配信期間を絞ることで、より効果的に啓発を実施し、消費者被害の防止につなげる。

(2) 動画の構成

	区分	テーマ	時間	再生回数
1	周知・PR編	「契約とは？未成年者取消権とは？」	1分35秒	2.9万回
2	周知・PR編	「消費者ホットライン188とは？」	1分17秒	2.8万回
3	注意喚起編	「脱毛エステ」トラブル	1分26秒	11万回
4	注意喚起編	「マルチ商法」トラブル	1分38秒	10.4万回
5	注意喚起編	「あやしい儲け話」トラブル	1分9秒	11.1万回

※再生回数は令和6年2月8日時点

(3) スケジュール

日程	項目	内容
7月中旬	契約	広告配信の委託契約
8月1日～9月30日	動画広告配信①	5本の広告を配信 (表示回数：約36万回)
2月1日～2月29日(予定)	動画広告配信②	5本の広告を配信

(4) 啓発動画の概要

若者が消費者トラブルをより身近に感じられるよう、大学生2人のキャラクターによる明るい掛け合いで、被害に遭わないための注意点を楽しく学ぶことができる動画とした。

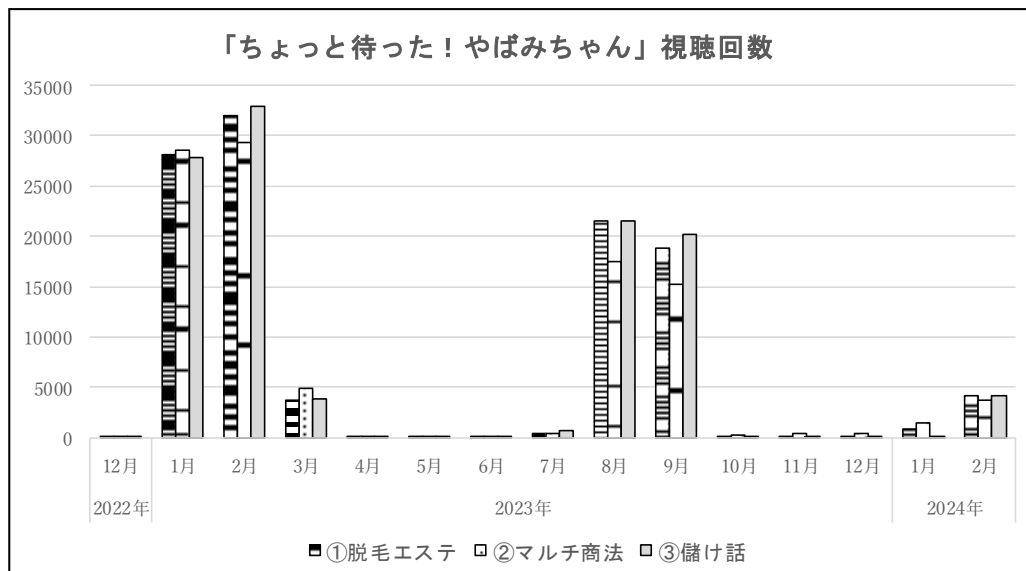
		テーマ・内容	QRコード	
注意喚起編	1	<p>「脱毛エステ」トラブル (1分26秒、11万回再生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本日限りの割引」等と急かされ、合計金額を確認せずに高額なコースを契約してしまう事例を選定 ・一度立ち止まり確認するよう呼びかけ 		
	2	<p>「マルチ商法」トラブル (1分38秒、10.4万回再生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暗号資産への投資でもうかると勧誘するモノなしマルチの事例を選定 ・投資×紹介料×消費者金融という言葉の並びには注意するよう呼びかけ 		
	3	<p>「怪しいもうけ話」トラブル (1分9秒、11.1万回再生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「誰でも稼げる」「収入保証あり」とうたい高額な金銭をだましとられる怪しいもうけ話の事例を選定 ・「絶対にもうかる」「簡単に稼げる」という副業には注意するよう呼びかけ 		
周知・PR編	4	<p>「契約とは？」 (1分35秒、2.9万回再生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳でできること、20歳にならないとできないことを紹介 ・成人すると未成年者取消権が行使できなくなるため、一人で契約する際には慎重に行うことを呼びかけ 		
	5	<p>「消費者ホットライン188とは？」 (1分17秒、2.8万回再生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起編の3つのトラブル事例を紹介しながら、困った時には消費者ホットライン188に電話すると、消費生活相談窓口につながることを周知 		

※ 再生回数は令和6年2月8日時点

(5) 視聴数の推移

県公式 YouTube チャンネル「ふじのくにメディアチャンネル」にて 2022 年 12 月 16 日より配信開始。注意喚起編の 3 本の動画（①脱毛エステ編、②マルチ商法編、③儲け話編）についての分析結果は以下のとおり。（～2024 年 2 月 6 日時点）

①視聴回数分析



②年齢と性別ごとの分析

	①脱毛エステ		②マルチ商法		③儲け話	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
全体	36.8%	63.2%	33.4%	66.6%	38.8%	61.2%
13～24 歳	14.5%	25.7%	13.6%	28.7%	13.7%	23.2%
25～34 歳	22.3%	37.5%	19.7%	37.7%	25.1%	38.0%
35～44 歳	0%	0%	0.1%	0.2%	0%	0%
45 歳以上	—	—	—	—	—	—

教員向け消費者教育の実践に関する研修

1 要 旨

- 学校における消費者教育の取り組みを支援するため、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した指導方法や情報モラルの指導方法等について、教員を対象とした講習や研修を実施してきた。
- 令和7年度、「高校生消費者教育出前講座」の財源となっている交付金も活用期限を迎えるため、令和8年度以降は、学校教員により、十分な消費者教育が行われる体制にシフトする必要がある。
- 令和5年度は、県総合教育センター主催の小中家庭科教員向け選択研修を新たに実施するほか、当課主催の研修は、教育委員会と共催で実施し、引き続き教員研修管理システムへ研修動画を掲載した。

2 令和5年度教員向け研修計画

(1) 常葉大学教職大学院における講義の実施

月 日	6月30日(金)13:15~14:45	7月7日(金)13:15~14:45
人 数	現職教員、大学院生 10名参加	現職教員、大学院生 11名参加
内 容	①内容説明と講師紹介(星野先生) ②教材を使った消費者教育のモデル授業(竹本講師) ③振り返り(星野先生)	①内容説明と講師紹介(星野先生) ②消費者教育の必要性(県職員) ③消費者問題の現状と課題(県職員) ④振り返り(星野先生)

(2) 県民生活課主催の講座の実施

月 日	8月1日(火) (オンライン開催後、教員研修管理システムで録画配信予定)
人 数	29名 研修動画19名視聴(令和6年2月13日時点)
内 容	教員向け消費者教育実践講座 ○特別な支援を要する児童・生徒に対する消費者教育の指導方法 講師：消費者教育支援センター 主任研究員 庄司 佳子 氏 ○子どもの消費者トラブルへの対応方法 講師：西部県民生活センター職員 ○授業で活用できる金融教育の指導ポイント 講師：静岡県金融広報アドバイザー ○学校におけるエシカル消費の指導方法 講師：鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授 坂本 有芳 氏

(3) 県総合教育センターでの研修の実施

テーマ	情報モラル教育実践研修	家庭科授業づくり研修(小・中)
月 日	7月26日(オンライン)	8月22日
人 数	14名	14名
内 容	情報モラル教育実践研修 ○「GIGAスクール1人1台端末下における情報モラル教育の進め方」 講師：静岡大学 准教授 塩田 真吾 氏	○講演「家庭科の本質に迫る授業づくり」 講師：静岡大学大学院 准教授 小清水 貴子 氏(オンライン) ○講義「県内の消費トラブルの実例、消費生活センターの活用」 講師：県民生活課職員、西部県民生活センター消費生活相談員 ○講義・演習「消費者教育」

消費者教育講師のフォローアップ

1 要 旨

- 消費者教育出前講座などの学習機会を様々な場で提供していくため、その担い手となる者として、平成29年度、消費者教育講師を養成した。
- 従来、出前講座の講師は消費生活相談員が中心であったが、講師の活用により、相談員の本来業務に専念できる環境が確保されるとともに、休日・夜間での講座開催を含め、多くの開催依頼に対応可能な体制とすることができた。
- ついては、一層の消費者教育を推進するため、講師のスキルアップを図りながら、出前講座の開催回数を増やすなど、講師を活用できる場の開拓に努めていく。
- 高校生消費者教育出前講座の開講等により、出前講座の需要は増加しているが、講師養成から数年が経過し、活動を休止する講師も見られることから、令和4年度は、新たな消費者教育講師を21名養成し、消費者教育講師人材バンクに登録した。

2 消費者教育講師概要

- 平成29年度、(公財) 消費者教育支援センターに委託し、本県の消費者教育を担う者を養成する全6回の「消費者教育人材養成講座」を開催した。また、令和4年度には新たな人材養成のため、「消費者教育講師人材養成研修」を開催した。
- 講座・研修の修了者を「消費者教育講師」と命名し、消費者教育出前講座の講師要員として、「消費者教育講師人材バンク」に登録した。
- 消費者教育講師人材バンク登録者を、県民生活センターの差配により、県主催の講座や開催依頼のあった講座へ派遣する(実施要領に基づき、報償費と交通費を県が負担)。

3 消費者教育講師フォローアップ研修

○令和5年度実績

消費者教育講師や県・市町の消費生活相談員、消費者団体等、消費者教育出前講座を行う者を対象に、効果的な消費者教育出前講座の実施に向け、講師のスキルアップを図るためのフォローアップ研修を実施した。

(1)知識編(オンデマンド配信による研修)

消費者教育講師等が法改正や最新の消費者トラブルについての知識を習得することができるよう、録画配信による研修を実施した。

項 目	第1回	第2回	第3回
実施方法	オンデマンド配信 (県公式 YouTube で受講者にのみ限定公開)		
配信期間	令和5年7月25日から 8月31日まで	令和5年9月12日から 10月11日まで	令和5年10月20日から 11月19日まで
研修内容	「消費者関連法の改正と消費者被害の救済について」(約85分)	「最新の消費者被害の現状と課題」(約75分)	「高齢者の消費者被害の現状と見守りのポイント」(約65分)

講 師	NPO 法人しずおか消費者 ユニオン理事長 中央大学大学院 法務研究科教授 宮下 修一 氏	公益財団法人消費者教育支援センター エグゼクティブフェロー 吉松 恵子 氏	
参加人数	95 人	91 人	90 人

(2) 実践編(集合型)

消費者教育講師が顔の見える関係を構築することができるよう、集合型の研修を県内3会場で実施し、研修と併せて意見交換等を実施した。

項 目	東部地域	中部地域	西部地域
日 時	8月18日(金) 14時～16時	8月8日(火) 14時～16時	9月15日(金) 14時～16時
会 場	東部総合庁舎 別館2階第1会議室	中部県民生活センター 2階会議室 (水の森ビル)	浜松総合庁舎 901・902 会議室
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・【講義】「消費者教育のきもと聞き手の心のつかみ方」 講師 横浜国立大学 名誉教授 西村 隆男 氏 ・意見交換会 テーマ「参加者が主体的・実践的に参加できる出前講座の進め方」 		
参加人数	23 人	16 人	21 人

エシカル消費推進事業

1 要 旨

持続可能な社会の実現に向け、SDGsの12番目の目標「つくる責任、つかう責任」の達成のための手段である「エシカル消費」を推進するため、「つくる」立場の事業者と「つかう」立場の消費者の双方に向けた普及啓発を行った。

2 令和5年度 of 取組概要

○エシカル消費推進事業

項 目	内 容
名 称	プラス・エシカルデイズ
日 程	令和5年11月25日(土)、26日(日)
会 場	ららぽーと沼津 1階 ひかりの広場
エシカルマルシェ	<p>○エシカルに配慮した商品を扱う県内のショップが集まり、商品の販売やワークショップを行うマルシェを開催、約2,000人が来場</p> <ul style="list-style-type: none"> 11月25日(土) 13事業者出展(委託販売含む)、レジ通過客数:126人 11月26日(日) 13事業者出展(委託販売含む)、レジ通過客数:321人 <p>・ららぽーと沼津館内の大型モニターやホームページ等において開催を周知</p>
トークイベント	<p>○来館者数の多い時間帯に、エシカルをテーマとしたトークイベントを開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 2部構成とし、第1部ではエシカル消費推進の取組を行っている高校生・大学生による取組発表、第2部では有識者及び県内事業者によるエシカル消費の背景や地方における取組について語るトークセッションを実施 <p>(第1部登壇者) 御殿場西高校(障害者の作った製品の販売等) 静岡文化芸術大学(フェアトレード) 静岡県立大学環境サークルCOCO(放置竹林問題)</p> <p>(第2部登壇者) 有 識 者: 日本エシカル推進協議会 県内事業者: むくもり工房(遠州綿紬) choosy(服のアップサイクル)</p> <p>・観覧者数: 49名</p>
パネル展示	<p>○東アジア文化都市協働プログラムとして、「三方よし」等の日本の伝統的精神の延長線上にある消費文化であるとの視点からエシカル消費を発信するとともに、中国や韓国の特徴的な取組を紹介するため、パネルを展示</p> <p>・イベント終了後はポータルサイトにてパネル内容を紹介</p>
その他	<p>○イベント告知やエシカル消費の認知度向上のため、テレビやラジオでの広報及びWEB広告の配信を実施</p> <p>○エシカル消費に対する理解促進のため、啓発動画を作成し、イベント時にららぽーと沼津館内で映写</p>
当日の様子	

○ その他の取組

項 目	実施時期	内 容
SDGsとエシカル消費の出前講座の開催	10月	○掛川市内の小学校でSDGsやエシカル消費に関する出前講座を開催(2校、合計164人受講)